

「子ども健康相談士」規則

I 子ども健康相談士資格認定規定

1.目的

日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）は、会則第3条の（4）に基づき、健康相談（学校保健安全法第8条に規定する健康相談をいう。以下、同じ。）及び健康相談活動（教育職員免許法施行規則第9条に規定する健康相談活動をいう。以下、同じ。）に基づく子どもの心身両面への教育支援の質的向上と健康相談・健康相談活動実践者の専門性の向上に資するため子ども健康相談士資格を設け、当該資格の認定を行う。

2.日本健康相談活動学会認定資格

子ども健康相談士とは、子ども健康相談士資格認定要件細則に示される申請資格を満たし、本学会の資格認定委員会により、健康相談・健康相談活動の専門家としての能力を有すると認められた者をいう。子ども健康相談士は、次の子ども健康相談士（初級）、子ども健康相談士（中級）及び子ども健康相談士（上級）とする。

1) 子ども健康相談士（初級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

2) 子ども健康相談士（中級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「場面に応じて説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

3) 子ども健康相談士（上級）

学校における健康相談・健康相談活動を学ぶ者に対して、適切な指導・助言を提供する能力があると認められた者。子ども健康相談士（上級）の資格を有する者は、健康相談・健康相談活動の研修会で講師を務めることができる。

3.資格認定

1) 資格認定委員会の設置

本学会は、子ども健康相談士資格認定にかかる業務を行うために資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2) 資格認定委員会の運営

認定委員会の構成及び運営は、別に定める資格認定委員会規約による。

3) 認定

(1) 資格認定は、認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。

(2) 認定証発行

理事長は、認定した者に対して当該資格認定証を交付する。

4) 有効期間

本資格の有効期間は5年とする。

4.申請の要件

資格認定申請および資格認定に必要な要件は、別に定める子ども健康相談士資格認定要件細則による。

5.申請及び交付とその手続き

資格の認定申請と認定者に対する認定証の交付に関する手続きは、別に定める資格申請及び交付手続き細則に従って行うものとする。

6.資格の認定の失効

資格の認定は、認定者が本学会を退会した場合には、その効力を失う。

7.規定の改定

本規定の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

8.附則

本規定は、2018年（平成30年）3月4日より実施する。